

多摩区役所働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱

最近改正 5川多総第1647号
令和6年4月1日付け区長専決

(目的及び設置)

第1条 川崎市働き方・仕事の進め方改革推進本部設置要綱第8条の規定に基づき、多摩区役所における働き方・仕事の進め方改革に係る事項について検討し実施することを目的(以下「設置目的等」という。)として、多摩区役所働き方・仕事の進め方改革推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の働く環境の整備に関すること。
- (2) 職員の働き方及び仕事の進め方への意欲改革に関すること。
- (3) その他職員の働き方及び仕事の進め方等に関すること。
- (4) 川崎市働き方・仕事の進め方改革推進本部及びその他関係機関との設置目的等に係る連絡及び調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、設置本部が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副区長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって構成する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括し会務を主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(推進本部会議)

第5条 本部長は、必要に応じて推進会議を招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、まちづくり推進部総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

多摩区役所働き方・仕事の進め方改革推進本部会議本部員

1	区民サービス部長
2	まちづくり推進部担当部長
3	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
4	地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長
5	道路公園センター所長
6	まちづくり推進部企画課長
7	まちづくり推進部総務課長